

## 「し尿」収集料金改定のお知らせ

7月1日から「し尿」収集料金が、1ℓあたり6円82銭から7円70銭に改定されます。

「し尿」収集料金は、平成9年の料金改定以来22年間料金を据え置いておりましたが、近年の燃料費や人件費の高騰、さらには、「し尿」収集量の減少により収集コストが増加してきていることから、7月1日より料金改定を行います。

これからも安定した「し尿」収集運搬を続けていくために、「し尿」収集を利用されている皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 「し尿」収集料金新旧対比表

区分	現行	改定後（7月1日から）	引上額
20ℓあたり	136円	154円	18円
最低基本料金（200ℓ）	1,364円	1,540円	176円
（参考）一般家庭試算	3,001円	3,388円	387円

※表示料金には消費税を含む。  
（円未満四捨五入）

\*一般家庭の試算は、1世帯（2.47人平均）とし、3か月に1回の収集で、1回あたり440ℓ収集した場合の料金

問合せ 北後志衛生施設組合 ☎ 22-4489



## 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ

### 国民健康保険証の手続きをお知らせします

就職や進学、定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それにもなつて国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。

国民健康保険を『脱退』する手続きが必要な場合	国民健康保険に『加入』する手続きが必要な場合
・就職して新しく会社の健康保険に加入したとき	・退職して職場の健康保険を抜けたとき
・町外に転出するとき	・健康保険の任意継続をやめたとき
・生活保護が開始したとき	・転入された方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた方
・死亡したとき	・出生したとき（親が国民健康保険に加入している）

※氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合（転居）も、変更の届出が必要となります。

※事実が発生した日から14日以内に届出をしてください。また、手続きに必要なものは届出内容によって異なりますので、詳しくは町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

### 進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒に余市町の国民健康保険に加入することができます。該当の方は次の書類を役場まで持参してください。

必要とする書類	
	● 学生証または在学証明書（合格通知は使用できませんのでご注意ください）
	● 印かん（スタンプ印は不可）
	● 国民健康保険証

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしていますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。卒業時も脱退の手続きが必要です。

### 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金から天引きされている方へ

4月からは令和2年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は令和2年2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知します。

4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更はできませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

問合せ 保険課 医療グループ ☎ 21-2121